

奈良県告示第二号

母体保護法（昭和二十三年法律第五十六号）第十五条第一項の規定により、次の者を受胎調節実地指導員に指定した。

令和二年四月三日

奈良県知事 荒井正吾

指定証番号	住所	氏名
六二四	奈良市学園南一―二―五―二	梶本 菜々子